

介護老人保健施設 西寿 入所 利用料金表 (専門棟)

1割負担

専門棟入所の1ヶ月あたりの基本利用料金(30日計算)

(R6.8.1より)

① 介護保険一部負担金

1ヶ月 30日で計算

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1日	1,085円	1,142円	1,215円	1,274円	1,331円
1ヶ月	32,592円	34,302円	36,492円	38,262円	39,972円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合があります。

加算費目	料金		加算費目	料金	
	1日	1ヵ月		1日	1ヵ月
夜勤職員配置加算	25円	750円	認知症ケア加算	80円	2,400円
サービス提供体制強化加算 I	23円	690円	科学的介護推進体制加算 I	-	42円
在宅復帰在宅療養支援加算 I	54円	1,620円	介護職員等処遇改善加算	76円	2,280円

(処遇改善加算は、①+⑤より当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

② 食費・居住費

利用負担段階	食費		居住費	
	1日	1ヶ月	1日	1ヶ月
第1段階	300円	9,000円	-	-
第2段階	390円	11,700円	430円	12,900円
第3段階 ①	650円	19,500円	430円	12,900円
第3段階 ②	1,360円	40,800円	430円	12,900円
第4段階	1,700円	51,000円	437円	13,110円

※専門棟の個室は基本的に療養上の必要に応じて使用致しますので、上記居住費での請求となります。
個室入所希望される場合はご相談下さい。

③ 日常生活用品代 (身の回り品150円、教養娯楽費150円) 合計 (300円/1日、 9,000円 /1ヶ月)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※タオル・バスタオルは初回利用時に一組お渡ししております。

下記①+②+③の合計です。

要介護度 区分	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
第1段階	50,592円	52,302円	54,492円	56,262円	57,972円
第2段階	66,192円	67,902円	70,092円	71,862円	73,572円
第3段階 ①	73,992円	75,702円	77,892円	79,662円	81,372円
第3段階 ②	95,292円	97,002円	99,192円	100,962円	102,672円
第4段階	105,702円	107,412円	109,602円	111,372円	113,082円

※生活保護受給者の方は一部の場合を除き、①介護保険一部負担金・②食費・居住費の支払いはありません。

(専門棟の場合は④)

⑤ その他加算 ※備考の条件を満たす場合加算されます。

1割負担

(一般棟/専門棟)

(R6.8.1より)

加算費目	料金		備考
	1日	1ヵ月(30日)	
短期集中リハビリテーション実施加算(I)	270円	実施数による	入所日から起算して3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合で、ADLを評価した情報を、入所日および毎月厚労省に提出し、必要に応じリハビリテーション計画の見直しを行っている場合。
短期集中リハビリテーション実施加算(II)	209円	実施数による	入所日から起算して3ヶ月間以内で集中的なリハビリを行った場合。ただし短期集中リハビリテーション実施加算 I と併算定しない。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	251円	実施数による	認知症と医師が判断した方へ3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合で、退所後に生活する居宅または施設等を訪問し、その生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)	126円	実施数による	認知症と医師が判断した方へ3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合。
若年性認知症入所者受入加算	126円	3,780円	若年性認知症の方が入所された場合。
外泊時加算	379円	実施数による	外泊をした場合、外泊初日と最終日を除き、①に代わって算定。月に6日まで。
ターミナルケア加算	-	-	入所者または家族の同意を得てターミナルケアを行った場合。死亡当日は1,986円、死亡日の前日・前々日は951円、死亡日以前4日以上30日以下は168円、31日以上45日以下は76円がかかる。
初期加算(I)	63円	1,890円	施設の空床状況をホームページなどで定期的に公表し、複数の急性期医療機関と定期的な情報共有を行っている施設が、入所日から起算して30日の期間で算定。
初期加算(II)	32円	960円	入所日から起算して30日の期間で算定。ただし、初期加算 I と併算定しない。
退所時栄養情報連携加算	-	74円	特別食または低栄養状態の入所者が退所する際に、管理栄養士から退所後の主治医やケアマネジャーに対して、施設での栄養管理の情報を提供した場合。
再入所時栄養連携加算	-	209円	入所者が医療機関に入院し、疾病治療のための特別食の対象となり、施設の管理栄養士と病院の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を作成した場合。
入所前後訪問指導加算(I)	-	471円	入所の際に退所後生活を行う場所へ訪問し、退所を目的とした計画を策定した場合。
入所前後訪問指導加算(II)	-	502円	入所の際に退所後生活を行う場所へ訪問し、退所を目的とした計画を策定する際に、生活機能の改善目標や退所後も含めた切れ目のない支援計画を作成した場合。
退所時情報提供加算(I)	-	523円	退所後の主治医に対して、在宅へ退所する入所者の診療状況を添えて紹介を行った場合。
退所時情報提供加算(II)	-	262円	退所後の主治医に対して、医療機関へ退所する入所者の診療状況を添えて紹介を行った場合。
入退所前連携加算(I)	-	627円	下記(II)に加え入所前30日、入所後30日以内に退所後利用希望の居宅介護支援事業所と連携を図った場合。また、新型コロナウイルス陽性で入院し、その病院から直接入所した場合、7日間にわたり1日1回算定。
入退所前連携加算(II)	-	418円	退所後の居宅介護支援事業所に対して文書(診療状況)を添えて、退所後のサービスの連携・調整を図った場合。また、新型コロナウイルス陽性で入院し、その病院から直接入所した場合、上記(I)の後、更に7日間にわたり1日1回算定。
訪問看護指示加算	-	314円	退所時に、施設の医師が老人訪問看護指示を交付した場合。
協力医療機関連携加算(I)	-	105円	協力医療機関①急変時の対応可能②診療の対応可能③入院の受入可能との間で入所者の情報共有をする会議を定期的に開催している場合。
協力医療機関連携加算(II)	-	6円	協力医療機関(上記①～③の要件を満たさない場合)との間で入所者の情報共有をする会議を定期的に開催している場合。
栄養マネジメント強化加算	12円	360円	特別に管理栄養士を配置している施設で、入所者ごとの継続的な栄養管理を実施している場合。
経口移行加算	30円	900円	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、計画に従って栄養管理や支援を行った場合。
経口維持加算(I)	-	418円	医師の指示に基づき経口維持計画を作成し、計画に従って栄養管理や支援を行った場合。
経口維持加算(II)	-	105円	(I)に加え、その支援に歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士が加わった場合。
口腔衛生管理加算(II)	-	115円	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行う場合。また当該入所者の口腔ケアに関する具体的指導・技術的助言を行う場合。(LIFEの活用)
療養食加算(1食につき算定)	7円/食	食事回数による	医師の指示に基づき特定の療養食を提供した場合、1日3回を限度として算定。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)イ	-	147円	入所前に6剤以上処方のある入所者の処方方針を、当施設の医師とかかりつけ医が事前に連携・調整し、その処方方針に従って取り組みを実施した場合。※入所中に処方内容に変更がある場合は関係職種間で情報共有を行い、入所者の状態について確認を行う。入所時と退所時の処方内容が違う場合はその変更の経緯、変更後の状態について退所後の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載する。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)ロ	-	74円	入所者の薬剤を評価・調整した場合。※入所中に処方内容に変更がある場合は関係職種間で情報共有を行い、入所者の状態について確認を行う。入所時と退所時の処方内容が違う場合はその変更の経緯、変更後の状態について退所後の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載する。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(II)	-	251円	(I)を算定しており薬剤情報を厚生労働省に提出、且つ活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(III)	-	105円	(I・II)を算定し、6種類以上の薬剤が処方されており、退所時において内服薬の種類が入所時に比べ1種類以上減少している場合。
所定疾患施設療養費(II)	502円	実施数による	医師が感染症研修を受講しており、肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全増悪の入所者に対し、検査等を行った場合。(LIFEの活用)(10日間限度)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I)	-	56円	下記(II)に加え、口腔衛生管理加算II、栄養マネジメント強化加算を算定している場合。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(II)	-	35円	多職種が協働し、リハビリ計画書を作成、実施かつLIFEの活用をする場合。

褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	-	4円	入所者全員対象。入所者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価・結果に基づき計画的に管理しており、少なくとも3ヶ月に1回の評価の見直しを実施する場合。(LIFEの活用)
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	-	14円	(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時評価の結果、褥瘡リスクがあるとされながらも褥瘡が発生しなかった場合、または褥瘡が認められたものの治癒した場合。
排せつ支援加算(Ⅰ)	-	11円	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し軽減するよう支援する場合。(LIFEの活用)
排せつ支援加算(Ⅱ)	-	16円	(Ⅰ)の算定要件を満たしており、入所時に比べ排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合。
排せつ支援加算(Ⅲ)	-	21円	(Ⅰ・Ⅱ)の算定要件を満たしておりかつ、オムツ有りから無しへと改善している場合。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	-	42円	入所者・利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提供した場合。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	-	63円	入所者・利用者ごとの心身の状況等に係る情報を(Ⅰ)よりも詳細に厚生労働省に提供した場合。
安全対策体制加算	-	21円	定められた施設基準を満たした施設に入所した場合、入所初日に算定。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	-	11円	協力医療機関と新興感染症発生時の対策を取り決め、対応できること。医師会または医療機関が開催する感染対策に関する研修・訓練に年1回以上参加すること。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	-	6円	医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御に関する指導を受けていること。
新興感染症等施設療養費	251円	実施数による	厚生省が定める感染症に感染した場合の相談対応・診療・入院調整を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者に適切な感染対策を行いながら介護サービスを提供した場合に、1月に連続する5日を限度に算定する。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	-	105円	下記(Ⅱ)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	-	11円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。
自立支援促進加算	-	314円	医師が自立支援の為に支援計画書を作成し、多職種でケアを実施した場合。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

B その他利用料

(消費税込)

(R6.8.1より)

費目	料金		備考
	1日	1ヵ月(30日)	
レンタルテレビ	110円	3,300円	特別室料を頂いている場合は無料になります。
電化製品使用料	55円	1,650円	1点につき日額55円頂きます。

※実費料金について

理容代(1,500円)、クリーニング利用料、外泊時のオムツ代、手芸・工作物等の製作用品、インフルエンザ接種料、証明書・診断書・情報開示における謄写などの費用。
小旅行や観劇等にかかる費用、講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。
死亡時の整容(エンゼルケア)料金については、西福岡病院が設定する金額に準じます。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

「国が定める利用者負担限度額段階」に該当する利用者等の負担額について

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。

第1段階…世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者の方。

1日当りの食費が300円、個室居住費が550円に減額されます。

第2段階…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が

80万円以下の方。1日当りの食費が390円、個室居住費が550円に減額されます。

第3段階①…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が

80万円～120万円の方。1日当りの食費が650円、個室居住費が1,370円に減額されます。

第3段階②…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が

120万円を超える方。1日当りの食費が1,360円、個室居住費が1,370円に減額されます。

* 第1～3段階に該当されない方であっても、高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料の費用負担によって、ご自宅での生活が困難になると市町村が認めた場合は、第3段階の利用者負担限度額段階となることがあります。

* その他、利用者負担額の詳細については、区や市町村の窓口でおたずね下さい。

介護老人保健施設 西寿 入所 利用料金表 (専門棟)

2割負担

専門棟入所の1ヶ月あたりの基本利用料金(30日計算)

(R6.8.1より)

① 介護保険一部負担金

1ヶ月 30日で計算

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1日	2,170円	2,283円	2,429円	2,548円	2,661円
1ヶ月	65,184円	68,574円	72,954円	76,524円	79,914円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合があります。

加算費目	料金		加算費目	料金	
	1日	1ヵ月		1日	1ヵ月
夜勤職員配置加算	50円	1,500円	認知症ケア加算	159円	4,770円
サービス提供体制強化加算 I	46円	1,380円	科学的介護推進体制加算 I	-	84円
在宅復帰在宅療養支援加算 I	107円	3,210円	介護職員等処遇改善加算	151円	4,530円

(処遇改善加算は、①+⑤より当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

② 食費・居住費

利用負担段階	食費		居住費	
	1日	1ヶ月	1日	1ヶ月
第1段階	300円	9,000円	-	-
第2段階	390円	11,700円	430円	12,900円
第3段階 ①	650円	19,500円	430円	12,900円
第3段階 ②	1,360円	40,800円	430円	12,900円
第4段階	1,700円	51,000円	437円	13,110円

※専門棟の個室は基本的に療養上の必要に応じて使用致しますので、上記居住費での請求となります。
個室入所希望される場合はご相談下さい。

③ 日常生活用品代 (身の回り品150円、教養娯楽費150円) 合計 (300円/1日、 9,000円 /1ヶ月)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※タオル・バスタオルは初回利用時に一組お渡ししております。

下記①+②+③の合計です。

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
第1段階	83,184円	86,574円	90,954円	94,524円	97,914円
第2段階	98,784円	102,174円	106,554円	110,124円	113,514円
第3段階 ①	106,584円	109,974円	114,354円	117,924円	121,314円
第3段階 ②	127,884円	131,274円	135,654円	139,224円	142,614円
第4段階	138,294円	141,684円	146,064円	149,634円	153,024円

※生活保護受給者の方は一部の場合を除き、①介護保険一部負担金・②食費・居住費の支払いはありません。

(専門棟の場合は④)

⑤ その他加算 ※備考の条件を満たす場合加算されます。

2割負担

(一般棟/専門棟)

(R6.8.1より)

加算費目	料金		備考
	1日	1ヵ月(30日)	
短期集中リハビリテーション実施加算(I)	540円	実施数による	入所日から起算して3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合で、ADLを評価した情報を、入所日および毎月厚労省に提出し、必要に応じリハビリテーション計画の見直しを行っている場合。
短期集中リハビリテーション実施加算(II)	418円	実施数による	入所日から起算して3ヶ月間以内で集中的なリハビリを行った場合。ただし短期集中リハビリテーション実施加算 I と併算定しない。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	502円	実施数による	認知症と医師が判断した方へ3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合で、退所後に生活する居宅または施設等を訪問し、その生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)	251円	実施数による	認知症と医師が判断した方へ3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合。
若年性認知症入所者受入加算	251円	7,530円	若年性認知症の方が入所された場合。
外泊時加算	757円	実施数による	外泊をした場合、外泊初日と最終日を除き、①に代わって算定。月に6日まで。
ターミナルケア加算	-	-	入所者または家族の同意を得てターミナルケアを行った場合。死亡当日は3,971円、死亡日の前日・前々日は1,902円、死亡日以前4日以上30日以下は335円、31日以上45日以下は151円がかかる。
初期加算(I)	126円	3,780円	施設の空床状況をホームページなどで定期的に公表し、複数の急性期医療機関と定期的な情報共有を行っている施設が、入所日から起算して30日の期間で算定。
初期加算(II)	63円	1,890円	入所日から起算して30日の期間で算定。ただし、初期加算 I と併算定しない。
退所時栄養情報連携加算	-	147円	特別食または低栄養状態の入所者が退所する際に、管理栄養士から退所後の主治医やケアマネジャーに対して、施設での栄養管理の情報を提供した場合。
再入所時栄養連携加算	-	418円	入所者が医療機関に入院し、疾病治療のための特別食の対象となり、施設の管理栄養士と病院の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を作成した場合。
入所前後訪問指導加算(I)	-	941円	入所の際に退所後生活を行う場所へ訪問し、退所を目的とした計画を策定した場合。
入所前後訪問指導加算(II)	-	1,004円	入所の際に退所後生活を行う場所へ訪問し、退所を目的とした計画を策定する際に、生活機能の改善目標や退所後も含めた切れ目のない支援計画を作成した場合。
退所時情報提供加算(I)	-	1,045円	退所後の主治医に対して、在宅へ退所する入所者の診療状況を添えて紹介を行った場合。
退所時情報提供加算(II)	-	523円	退所後の主治医に対して、医療機関へ退所する入所者の診療状況を添えて紹介を行った場合。
入退所前連携加算(I)	-	1,254円	下記(II)に加え入所前30日、入所後30日以内に退所後利用希望の居宅介護支援事業所と連携を行った場合。また、新型コロナウイルス陽性で入院し、その病院から直接入所した場合、7日間にわたり1日1回算定。
入退所前連携加算(II)	-	836円	退所後の居宅介護支援事業所に対して文書(診療状況)を添えて、退所後のサービスの連携・調整を図った場合。また、新型コロナウイルス陽性で入院し、その病院から直接入所した場合、上記(I)の後、更に7日間にわたり1日1回算定。
訪問看護指示加算	-	627円	退所時に、施設の医師が老人訪問看護指示を交付した場合。
協力医療機関連携加算(I)	-	209円	協力医療機関①急変時の対応可能②診療の対応可能③入院の受入可能との間で入所者の情報共有をする会議を定期的に開催している場合。
協力医療機関連携加算(II)	-	11円	協力医療機関(上記①～③の要件を満たさない場合)との間で入所者の情報共有をする会議を定期的に開催している場合。
栄養マネジメント強化加算	23円	690円	特別に管理栄養士を配置している施設で、入所者ごとの継続的な栄養管理を実施している場合。
経口移行加算	59円	1,770円	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、計画に従って栄養管理や支援を行った場合。
経口維持加算(I)	-	836円	医師の指示に基づき経口維持計画を作成し、計画に従って栄養管理や支援を行った場合。
経口維持加算(II)	-	209円	(I)に加え、その支援に歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士が加わった場合。
口腔衛生管理加算(II)	-	230円	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行う場合。また当該入所者の口腔ケアに関する具体的指導・技術的助言を行う場合。(LIFEの活用)
療養食加算(1食につき算定)	13円/食	食事回数による	医師の指示に基づき特定の療養食を提供した場合、1日3回を限度として算定。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)イ	-	293円	入所前に6剤以上処方のある入所者の処方方針を、当施設の医師とかかりつけ医が事前に連携・調整し、その処方方針に従って取り組みを実施した場合。※入所中に処方内容に変更がある場合は関係職種間で情報共有を行い、入所者の状態について確認を行う。入所時と退所時の処方内容が違う場合はその変更の経緯、変更後の状態について退所後の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載する。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)ロ	-	147円	入所者の薬剤を評価・調整した場合。※入所中に処方内容に変更がある場合は関係職種間で情報共有を行い、入所者の状態について確認を行う。入所時と退所時の処方内容が違う場合はその変更の経緯、変更後の状態について退所後の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載する。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(II)	-	502円	(I)を算定しており薬剤情報を厚生労働省に提出、且つ活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(III)	-	209円	(I・II)を算定し、6種類以上の薬剤が処方されており、退所時において内服薬の種類が入所時に比べ1種類以上減少している場合。
所定疾患施設療養費(II)	1,004円	実施数による	医師が感染症研修を受講しており、肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全増悪の入所者に対し、検査等を行った場合。(LIFEの活用)(10日間限度)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I)	-	111円	下記(II)に加え、口腔衛生管理加算 II、栄養マネジメント強化加算を算定している場合。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(II)	-	69円	多職種が協働し、リハビリ計画書を作成、実施かつLIFEの活用をする場合。

褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	-	7円	入所者全員対象。入所者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価・結果に基づき計画的に管理しており、少なくとも3ヶ月に1回の評価の見直しを実施する場合。(LIFEの活用)
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	-	27円	(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時評価の結果、褥瘡リスクがあるとされながらも褥瘡が発生しなかった場合、または褥瘡が認められたものの治癒した場合。
排せつ支援加算(Ⅰ)	-	21円	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し軽減するよう支援する場合。(LIFEの活用)
排せつ支援加算(Ⅱ)	-	32円	(Ⅰ)の算定要件を満たしており、入所時に比べ排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合。
排せつ支援加算(Ⅲ)	-	42円	(Ⅰ、Ⅱ)の算定要件を満たしておりかつ、オムツ有りから無しへと改善している場合。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	-	84円	入所者・利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提供した場合。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	-	126円	入所者・利用者ごとの心身の状況等に係る情報を(Ⅰ)よりも詳細に厚生労働省に提供した場合。
安全対策体制加算	-	42円	定められた施設基準を満たした施設に入所した場合、入所初日に算定。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	-	21円	協力医療機関と新興感染症発生時の対策を取り決め、対応できること。医師会または医療機関が開催する感染対策に関する研修・訓練に年1回以上参加すること。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	-	11円	医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御に関する指導を受けていること。
新興感染症等施設療養費	502円	実施数による	厚生省が定める感染症に感染した場合の相談対応・診療・入院調整を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者に適切な感染対策を行いながら介護サービスを提供した場合に、1月に連続する5日を限度に算定する。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	-	209円	下記(Ⅱ)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	-	21円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。
自立支援促進加算	-	627円	医師が自立支援の為に支援計画書を作成し、多職種でケアを実施した場合。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

B その他利用料

(消費税込)

(R6.8.1より)

費目	料金		備考
	1日	1ヵ月(30日)	
レンタルテレビ	110円	3,300円	特別室料を頂いている場合は無料になります。
電化製品使用料	55円	1,650円	1点につき日額55円頂きます。

※実費料金について

理容代(1,500円)、クリーニング利用料、外泊時のオムツ代、手芸・工作物等の製作用品、インフルエンザ接種料、証明書・診断書・情報開示における謄写などの費用。

小旅行や観劇等にかかる費用、講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

死亡時の整容(エンゼルケア)料金については、西福岡病院が設定する金額に準じます。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

「国が定める利用者負担限度額段階」に該当する利用者等の負担額について

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。

第1段階…世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者の方。

1日当りの食費が300円、個室居住費が550円に減額されます。

第2段階…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得金額が

80万円以下の方。1日当りの食費が390円、個室居住費が550円に減額されます。

第3段階①…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得金額が

80万円～120万円の方。1日当りの食費が650円、個室居住費が1,370円に減額されます。

第3段階②…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得金額が

120万円を超える方。1日当りの食費が1,360円、個室居住費が1,370円に減額されます。

* 第1～3段階に該当されない方であっても、高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料の費用負担によって、ご自宅での生活が困難になると市町村が認めた場合は、第3段階の利用者負担限度額段階となることがあります。

* その他、利用者負担額の詳細については、区や市町村の窓口でおたずね下さい。

介護老人保健施設 西寿 入所 利用料金表 (専門棟)

3割負担

専門棟入所の1ヶ月あたりの基本利用料金(30日計算)

(R6.8.1より)

① 介護保険一部負担金

1ヶ月 30日で計算

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1日	3,255円	3,424円	3,643円	3,822円	3,991円
1ヶ月	97,776円	102,846円	109,416円	114,786円	119,856円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合があります。

加算費目	料金		加算費目	料金	
	1日	1ヵ月		1日	1ヵ月
夜勤職員配置加算	75円	2,250円	認知症ケア加算	239円	7,170円
サービス提供体制強化加算 I	69円	2,070円	科学的介護推進体制加算 I	-	126円
在宅復帰在宅療養支援加算 I	160円	4,800円	介護職員等処遇改善加算	226円	6,780円

(処遇改善加算は、①+⑤より当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

② 食費・居住費

利用負担段階	食費		居住費	
	1日	1ヶ月	1日	1ヶ月
第1段階	300円	9,000円	-	-
第2段階	390円	11,700円	430円	12,900円
第3段階 ①	650円	19,500円	430円	12,900円
第3段階 ②	1,360円	40,800円	430円	12,900円
第4段階	1,700円	51,000円	437円	13,110円

※専門棟の個室は基本的に療養上の必要に応じて使用致しますので、上記居住費での請求となります。
個室入所希望される場合はご相談下さい。

③ 日常生活用品代 (身の回り品150円、教養娯楽費150円) 合計 (300円/1日、 9,000円 /1ヶ月)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※タオル・バスタオルは初回利用時に一組お渡ししております。

下記①+②+③の合計です。

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
第1段階	115,776円	120,846円	127,416円	132,786円	137,856円
第2段階	131,376円	136,446円	143,016円	148,386円	153,456円
第3段階 ①	139,176円	144,246円	150,816円	156,186円	161,256円
第3段階 ②	160,476円	165,546円	172,116円	177,486円	182,556円
第4段階	170,886円	175,956円	182,526円	187,896円	192,966円

※生活保護受給者の方は一部の場合を除き、①介護保険一部負担金・②食費・居住費の支払いはありません。

(専門棟の場合は④)

⑤ その他加算 ※備考の条件を満たす場合加算されます。

3割負担

(一般棟/専門棟)

(R6.8.1より)

加算費目	料金		備考
	1日	1ヵ月(30日)	
短期集中リハビリテーション実施加算(I)	809円	実施数による	入所日から起算して3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合で、ADLを評価した情報を、入所日および毎月厚労省に提出し、必要に応じリハビリテーション計画の見直しを行っている場合。
短期集中リハビリテーション実施加算(II)	627円	実施数による	入所日から起算して3ヶ月間以内で集中的なリハビリを行った場合。ただし短期集中リハビリテーション実施加算 I と併算定しない。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	753円	実施数による	認知症と医師が判断した方へ3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合で、退所後に生活する居宅または施設等を訪問し、その生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)	377円	実施数による	認知症と医師が判断した方へ3ヶ月間以内に集中的なリハビリを行った場合。
若年性認知症入所者受入加算	377円	11,310円	若年性認知症の方が入所された場合。
外泊時加算	1,135円	実施数による	外泊をした場合、外泊初日と最終日を除き、①に代わって算定。月に6日まで。
ターミナルケア加算	-	-	入所者または家族の同意を得てターミナルケアを行った場合。死亡当日は5,957円、死亡日の前日・前々日は2,853円、死亡日以前4日以上30日以下は502円、31日以上45日以下は226円がかかる。
初期加算(I)	189円	5,670円	施設の空床状況をホームページなどで定期的に公表し、複数の急性期医療機関と定期的な情報共有を行っている施設が、入所日から起算して30日の期間で算定。
初期加算(II)	94円	2,820円	入所日から起算して30日の期間で算定。ただし、初期加算 I と併算定しない。
退所時栄養情報連携加算	-	220円	特別食または低栄養状態の入所者が退所する際に、管理栄養士から退所後の主治医やケアマネジャーに対して、施設での栄養管理の情報を提供した場合。
再入所時栄養連携加算	-	627円	入所者が医療機関に入院し、疾病治療のための特別食の対象となり、施設の管理栄養士と病院の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を作成した場合。
入所前後訪問指導加算(I)	-	1,411円	入所の際に退所後生活を行う場所へ訪問し、退所を目的とした計画を策定した場合。
入所前後訪問指導加算(II)	-	1,505円	入所の際に退所後生活を行う場所へ訪問し、退所を目的とした計画を策定する際に、生活機能の改善目標や退所後も含めた切れ目のない支援計画を作成した場合。
退所時情報提供加算(I)	-	1,568円	退所後の主治医に対して、在宅へ退所する入所者の診療状況を添付文書を添えて紹介を行った場合。
退所時情報提供加算(II)	-	784円	退所後の主治医に対して、医療機関へ退所する入所者の診療状況を添付文書を添えて紹介を行った場合。
入退所前連携加算(I)	-	1,881円	下記(II)に加え入所前30日、入所後30日以内に退所後利用希望の居宅介護支援事業所と連携を行った場合。また、新型コロナウイルス陽性で入院し、その病院から直接入所した場合、7日間にわたり1日1回算定。
入退所前連携加算(II)	-	1,254円	退所後の居宅介護支援事業所に対して文書(診療状況)を添えて、退所後のサービスの連携・調整を図った場合。また、新型コロナウイルス陽性で入院し、その病院から直接入所した場合、上記(I)の後、更に7日間にわたり1日1回算定。
訪問看護指示加算	-	941円	退所時に、施設の医師が老人訪問看護指示を交付した場合。
協力医療機関連携加算(I)	-	314円	協力医療機関①急変時の対応可能②診療の対応可能③入院の受入可能との間で入所者の情報共有をする会議を定期的に開催している場合。
協力医療機関連携加算(II)	-	16円	協力医療機関(上記①～③の要件を満たさない場合)との間で入所者の情報共有をする会議を定期的に開催している場合。
栄養マネジメント強化加算	35円	1,050円	特別に管理栄養士を配置している施設で、入所者ごとの継続的な栄養管理を実施している場合。
経口移行加算	88円	2,640円	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、計画に従って栄養管理や支援を行った場合。
経口維持加算(I)	-	1,254円	医師の指示に基づき経口維持計画を作成し、計画に従って栄養管理や支援を行った場合。
経口維持加算(II)	-	314円	(I)に加え、その支援に歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士が加わった場合。
口腔衛生管理加算(II)	-	345円	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行う場合。また当該入所者の口腔ケアに関する具体的指導・技術的助言を行う場合。(LIFEの活用)
療養食加算(1食につき算定)	19円/食	食事回数による	医師の指示に基づき特定の療養食を提供した場合、1日3回を限度として算定。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)イ	-	439円	入所前に6剤以上処方のある入所者の処方方針を、当施設の医師とかかりつけ医が事前に連携・調整し、その処方方針に従って取り組みを実施した場合。※入所中に処方内容に変更がある場合は関係職種間で情報共有を行い、入所者の状態について確認を行う。入所時と退所時の処方内容が違う場合はその変更の経緯、変更後の状態について退所後の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載する。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)ロ	-	220円	入所者の薬剤を評価・調整した場合。※入所中に処方内容に変更がある場合は関係職種間で情報共有を行い、入所者の状態について確認を行う。入所時と退所時の処方内容が違う場合はその変更の経緯、変更後の状態について退所後の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載する。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(II)	-	753円	(I)を算定しており薬剤情報を厚生労働省に提出、且つ活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(III)	-	314円	(I・II)を算定し、6種類以上の薬剤が処方されており、退所時において内服薬の種類が入所時に比べ1種類以上減少している場合。
所定疾患施設療養費(II)	1,505円	実施数による	医師が感染症研修を受講しており、肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全増悪の入所者に対し、検査等を行った場合。(LIFEの活用)(10日間限度)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I)	-	166円	下記(II)に加え、口腔衛生管理加算 II、栄養マネジメント強化加算を算定している場合。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(II)	-	104円	多職種が協働し、リハビリ計画書を作成、実施かつLIFEの活用をする場合。

褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	-	10円	入所者全員対象。入所者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価・結果に基づき計画的に管理しており、少なくとも3ヶ月に1回の評価の見直しを実施する場合。(LIFEの活用)
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	-	41円	(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時評価の結果、褥瘡リスクがあるとされながらも褥瘡が発生しなかった場合、または褥瘡が認められたものの治癒した場合。
排せつ支援加算(Ⅰ)	-	32円	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し軽減するよう支援する場合。(LIFEの活用)
排せつ支援加算(Ⅱ)	-	47円	(Ⅰ)の算定要件を満たしており、入所時に比べ排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合。
排せつ支援加算(Ⅲ)	-	63円	(Ⅰ・Ⅱ)の算定要件を満たしておりかつ、オムツ有りから無しへと改善している場合。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	-	126円	入所者・利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提供した場合。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	-	189円	入所者・利用者ごとの心身の状況等に係る情報を(Ⅰ)よりも詳細に厚生労働省に提供した場合。
安全対策体制加算	-	63円	定められた施設基準を満たした施設に入所した場合、入所初日に算定。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	-	32円	協力医療機関と新興感染症発生時の対策を取り決め、対応できること。医師会または医療機関が開催する感染対策に関する研修・訓練に年1回以上参加すること。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	-	16円	医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御に関する指導を受けていること。
新興感染症等施設療養費	753円	実施数による	厚生省が定める感染症に感染した場合の相談対応・診療・入院調整を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者に適切な感染対策を行いながら介護サービスを提供した場合に、1月に連続する5日を限度に算定する。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	-	314円	下記(Ⅱ)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	-	32円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。
自立支援促進加算	-	941円	医師が自立支援の為に支援計画書を作成し、多職種でケアを実施した場合。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

B その他利用料

(消費税込)

(R6.8.1より)

費目	料金		備考
	1日	1ヵ月(30日)	
レンタルテレビ	110円	3,300円	特別室料を頂いている場合は無料になります。
電化製品使用料	55円	1,650円	1点につき日額55円頂きます。

※実費料金について

理容代(1,500円)、クリーニング利用料、外泊時のオムツ代、手芸・工作物等の製作用品、

インフルエンザ接種料、証明書・診断書・情報開示における謄写などの費用。

小旅行や観劇等にかかる費用、講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

死亡時の整容(エンゼルケア)料金については、西福岡病院が設定する金額に準じます。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

「国が定める利用者負担限度額段階」に該当する利用者等の負担額について

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。

第1段階…世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者の方。

1日当りの食費が300円、個室居住費が550円に減額されます。

第2段階…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得金額が

80万円以下の方。1日当りの食費が390円、個室居住費が550円に減額されます。

第3段階①…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得金額が

80万円～120万円の方。1日当りの食費が650円、個室居住費が1,370円に減額されます。

第3段階②…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得金額が

120万円を超える方。1日当りの食費が1,360円、個室居住費が1,370円に減額されます。

* 第1～3段階に該当されない方であっても、高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料の費用負担によって、ご自宅での生活が困難になると市町村が認めた場合は、第3段階の利用者負担限度額段階となることがあります。

* その他、利用者負担額の詳細については、区や市町村の窓口でおたずね下さい。